



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和8年8月5日

【照会先】

宮城労働局労働基準部監督課

監督課長 寺脇悠太郎

監察監督官 宮野幹二郎

(直通電話) 022-299-8838

令和8年6月建設一斉監督の実施結果

～ 約4割の工事で法違反を確認 ～

宮城労働局（局長 まつせ たかひろ 松瀬 貴裕）は、全国安全週間の準備期間（令和8年6月1日から同月30日まで）に県内の労働基準監督署が建設工事を対象として一斉に実施した監督指導（以下「建設一斉監督」という。）の結果を取りまとめたので、公表します。

今年1月から6月末までの県内における労働災害発生状況は、全業種では休業4日以上死傷者は973人と前年同時期と比べ62人減少（-6.0%）し、死亡者は5人と前年同時期と比べ1人増加（+25.0%）しています。建設業については死傷者114人（前年同期比-4人）、死亡者1人（前年と同じ）となっています。また、令和7年に建設業において発生した労働災害のうち、事故の型別では墜落・転落災害が最多（83人）で、約3割を占めております。

このようなことから、今回、墜落・転落によるものをはじめとした労働災害防止を目的に建設一斉監督を実施しました。引き続き、建設工事に対する監督指導を実施するなどして労働災害防止に取り組んでまいります。

【概要】（詳細は別紙のとおり）

1 対象工事現場数等

監督指導を実施した工事数	110（建築68、土木36、その他6）
上記のうち法違反を認めた工事数	42（上記工事数に対する割合 38.2%）

2 主な違反事項別工事数

元請事業者等の講ずべき措置	26
足場・作業床に係る墜落防止措置等	19
建設機械等に係る措置	10

1つの現場で複数の法違反が認められた場合があるため、合計は全体の違反現場数と一致しません。

3 使用停止命令等を行った工事数 4

使用停止命令等とは、特に危険な機械や作業場所等に対して労働基準監督署長が行う行政処分です。対象となった機械や作業場所等について安全に作業ができることが確認されるまでの間、その使用や立ち入りなどが禁止されます。

4 熱中症対策を講じていた工事数 99

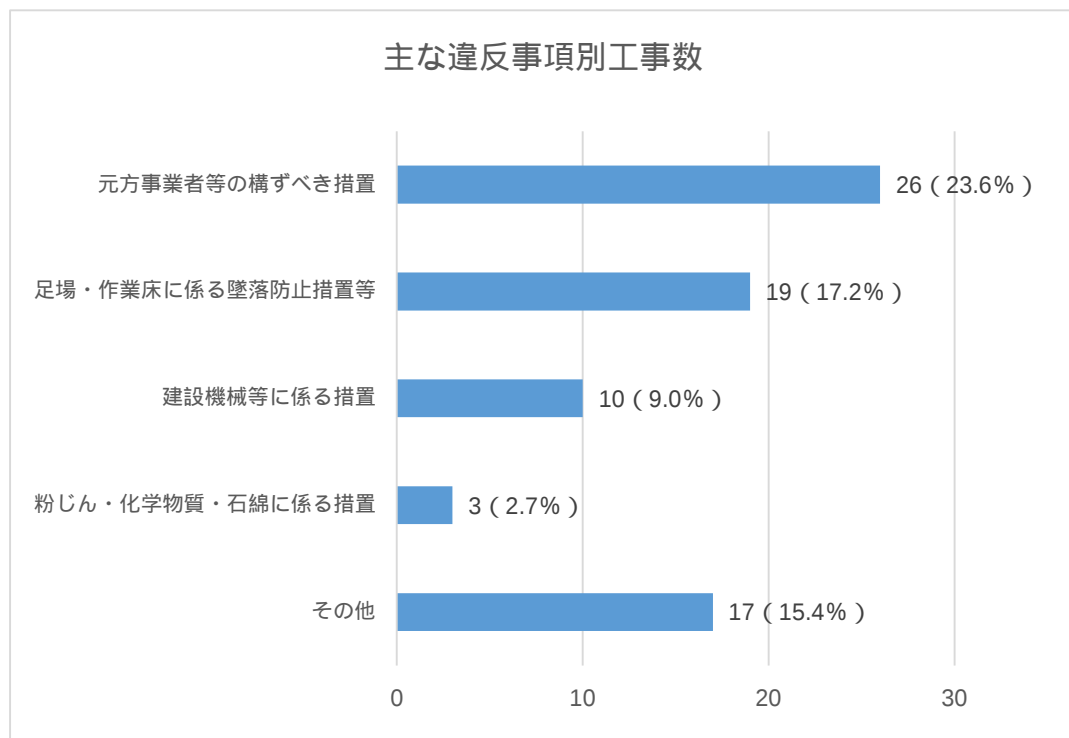
1 建設一斉監督の結果

(1) 監督を実施した工事現場における法令違反のあった現場数は次のとおりです。

工 事 別	監督実施 現場数	違反があった 現場数	使用停止命 令書等交付 現場数	違反率
建 築 工 事	68	34	4	50.0%
土 木 工 事	36	8	0	22.2%
その他の工事	6	0	0	0%

(2) 主な法令違反の状況及び違反事例

主な法令違反の状況は、次のとおりです。



各工事種別における法令違反の状況及び違反事例は次のとおりです。

■ 建築工事

主な違反事項	主な違反事例
元請事業者等の講すべき措置 (26 現場)	・ 下請事業者が労働安全衛生関係法令に反しない ように指導していない(法 29 条)

足場・作業床に係る 墜落防止措置等 (19 現場)	・ 足場からの墜落防止措置として手すり・中さん等が設置されていない(則 563 条) ・ 躯体の作業床の端部に墜落防止措置が講じられていない(則 519 条) ・ 車両系建設機械を用いて深さ 2.5 メートルまで掘削した箇所に墜落防止措置が講じられていない(則 519 条)
その他	・ 内部造作工事で使用していた携帯用木工丸鋸盤について、刃の接触予防装置が無効化されていた(則 28 条) ・ 雨水が滞留していた地下ピット内(第 1 種酸素欠乏危険作業)での作業について、空気中の酸素の濃度を測定していないほか、酸素欠乏危険作業主任者が選任されていない(酸欠則 3 条、11 条) ・ キシレン等(第二種有機溶剤)を含有する塗料の空容器が屋内作業場所に放置されていた(有機則 36 条)

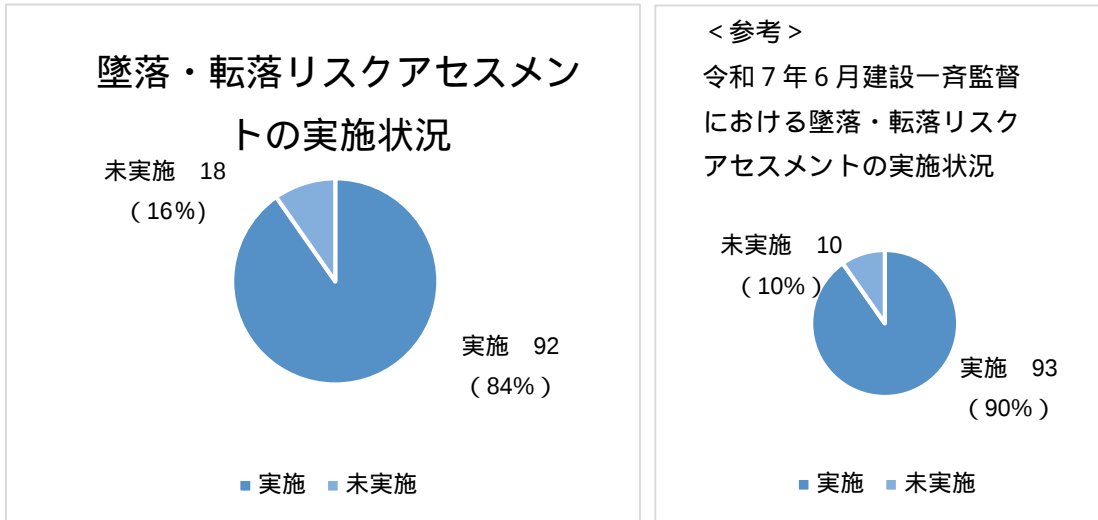
「法」= 労働安全衛生法、「則」= 労働安全衛生規則、「酸欠則」= 酸素欠乏症等防止規則、

「有機則」= 有機溶剤中毒予防規則

■土木工事

主な違反事項	主な違反事例
建設機械等に係る措置 (6 現場)	・ 車両系建設機械のバケットを上げたまま運転席を離れていた(則 160 条) ・ 用途外使用(クレーンモードに切り替えることなく、車両系建設機械で荷を運搬していた)(則 164 条) ・ 使用していた車両建設機械について、作業計画を作成していない(則 155 条)
その他	・ 深さ 1.5 メートル以上ある作業箇所について、安全な昇降設備を設けていない(則 526 条)

(3) 墜落・転落リスクアセスメントの実施状況



(4) 熱中症対策に関する対応状況

建設現場において講じられていた熱中症対策状況は次のとおりです。

熱中症対策を講じていた	99 現場 (90%)
熱中症対策が不足していた	11 現場 (10%)

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されており、以下の措置が事業者には義務付けられております。

- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - 「熱中症の自覚症状がある作業着者」
 - 「熱中症のおそれがある作業着者を見つけた者」
 がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること
- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - 作業からの離脱
 - 身体の冷却
 - 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 - 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

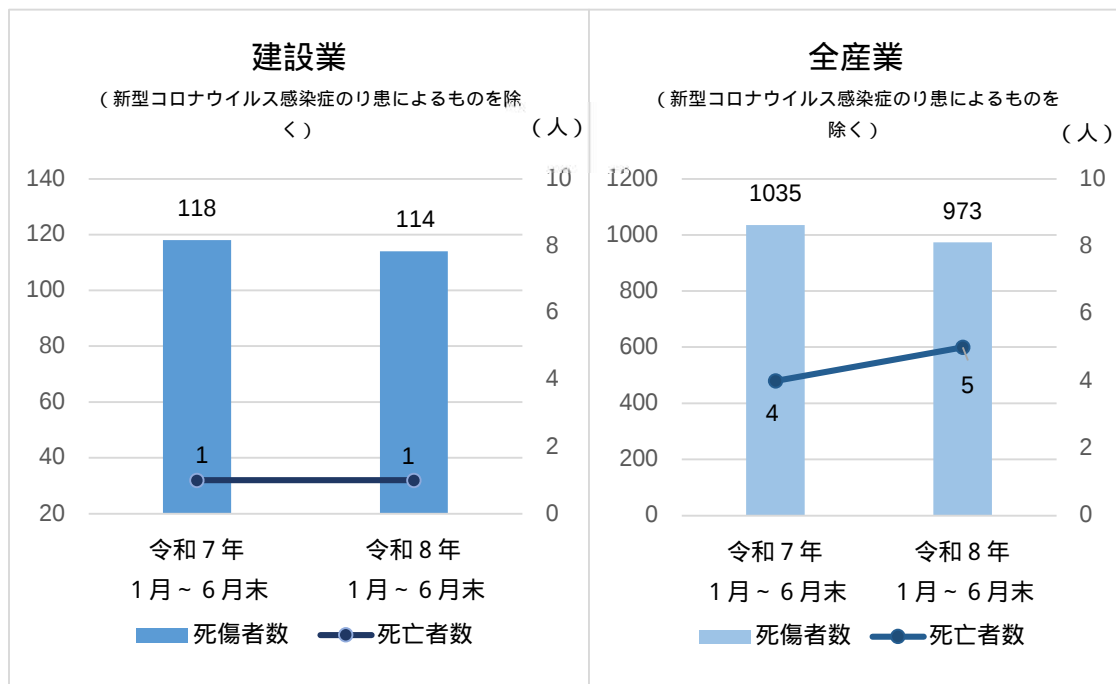
上記熱中症対策の状況を調査したところ、

- ・ WBGT 値（暑さ指数）を把握していない
- ・ 熱中症のおそれのある作業員の症状の重篤化を防ぐための手順が未策定

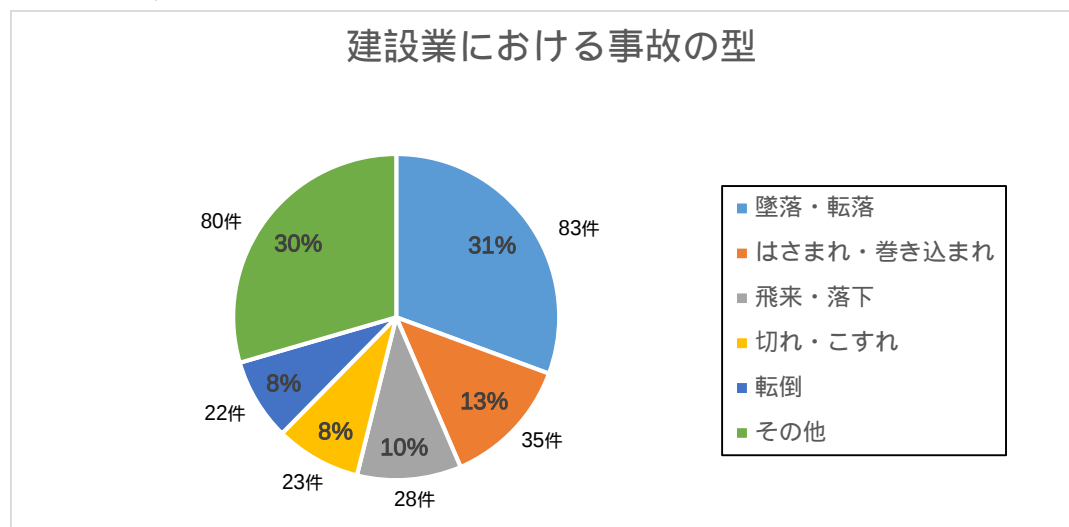
といった状況が認められました。

2 建設業の労働災害発生状況

令和 8 年 6 月末現在において、県内で発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数及び死亡者数は次のとおりです。



また、令和 7 年に発生した建設業における事故の型別労働災害発生状況は次のとおりです。



3 今後の取組

宮城労働局では、第14次労働災害防止推進計画（計画期間 2023年度から2027年度）に基づく労働災害防止の取組を推進しております。中でも、建設業については、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させるというアウトプット指標を定め、関係機関等と連携して労働災害防止に取り組んでおります。

建設業における死傷災害は減少傾向にあるものの、依然として墜落・転落災害が発生していることから、引き続き、墜落・転落災害の防止措置をはじめとした法令遵守の徹底及び労働者の安全確保のための措置の実施を事業者に指導するとともに、重大悪質な事案につきましては司法処分を含め厳正に対処してまいります。

また、令和7年6月に施行された熱中症に係る改正安衛則への対応については、多くの現場で適切な対応がとられていた一方で、対応の遅れも認められたところです。引き続き法令制度の周知に努めるとともに、令和8年4月1日から適用されました「高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」の推進とあわせて熱中症による労働災害の減少に向け指導を徹底してまいります。

アウトプット指標とは、本計画の達成に向けて、事業者において実施される事項を定めた行動指標のことです。